

さいたま市水道局企業管理規程第10号

さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務専決規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係） 共通専決事項				別表第1（第3条関係） 共通専決事項			
1 [略]				1 [略]			
2 人事・服務				2 人事・服務			
専決事項	課長	部長	局長	専決事項	課長	部長	局長
1 週休日の振替及び代休日を指定すること。 (1) 局に属する局長相当職及び部長 (2) 部に属する部長相当職（次長及び参事を含む。以下同じ。）及び課長 (3) [略]			○	1 週休日の振替及び代休日を指定すること。 (1) 局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹 (2) 部に属する部長相当職（次長及び参事を含む。以下同じ。）、課長及び調整幹 (3) [略]			○
2 病気休暇及び特別休暇（就業規程第18条第2項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (1) 局に属する局長相当職及び部長 (2) 部に属する部長相当職及び課長 (3) [略]		○	○	2 病気休暇及び特別休暇（就業規程第18条第2項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (1) 局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹 (2) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹 (3) [略]		○	○
3 職務専念義務を免除（職免規則第2条第7号（人事委員会又は他の機関の行う昇任試験（選考を含む。）に係るものに限る。）及び第10号から第12号までに限る。）すること。				3 職務専念義務を免除（職免規則第2条第10号から第12号までに限る。）すること。			

(1) 局に属する局長相当職及び部長			○
(2) 部に属する部長相当職及び課長	○		
(3) [略]			
4 勤務時間及び休憩時間の割振りをする事。			
(1) 局に属する局長相当職及び部長			○
(2) 部に属する部長相当職及び課長	○		
(3) [略]			
5 育児休業、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限等及び時間外勤務の制限等の承認をすること。			
(1) 局に属する局長相当職及び部長			○
(2) 部に属する部長相当職及び課長	○		
(3) [略]			
6 時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。			
(1) 局に属する局長相当職及び部長			○
(2) 部に属する部長相当職及び課長	○		
(3) [略]			
7 部分休業の請求を承認すること。			
(1) 局に属する局長相当職及び部長			○
(2) 部に属する部長相当職及び課長	○		
(3) [略]			
8 時間外勤務代休時間の指定をすること。	○		
(1) 局に属する局長相当職及び部長			○
(2) 部に属する部長相当職及び課長	○		
(3) [略]			
9 出張の命令及び復命の受理をすること。			
(1) 局に属する局長相当職及び部長			○
(2) 部に属する部長相当職及び課長	○		
(3) [略]			
(1) 局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹			○
(2) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹	○		
(3) [略]			
4 勤務時間及び休憩時間の割振りをする事。			
(1) 局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹			○
(2) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹	○		
(3) [略]			
5 育児休業、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限等及び時間外勤務の制限等の承認をすること。			
(1) 局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹			○
(2) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹	○		
(3) [略]			
6 時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。			
(1) 局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹			○
(2) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹	○		
(3) [略]			
7 部分休業の請求を承認すること。			
(1) 局に属する局長相当職、部長、局に属する課長相当職及び総合調整幹			○
(2) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹	○		
(3) [略]			
8 時間外勤務代休時間の指定をすること。			
(1) 総合調整幹			○
(2) 調整幹		○	
(3) 前2号に掲げる職員以外の職員	○		
9 出張の命令及び復命の受理をすること。			
(1) 局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹			○
(2) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹	○		
(3) [略]			

(3) [略]			
10 [略]			

3 [略]
4 契約事務

専決事項	課長	部長	局長
------	----	----	----

1～3 [略]

4 契約（保険契約を除く。）を締結すること及び契約変更を承認すること。			支出負担行為の決定に同じ。
-------------------------------------	--	--	---------------

5 保険契約（新規を除く。）を締結すること。	○		
------------------------	---	--	--

5 財産管理

専決事項	課長	部長	局長
------	----	----	----

1 公有財産の貸付け（無償貸付及び減額貸付を除く。）の決定及び契約に関すること。 (1) 新規 ア 貸付料年額又は総額1件500万円以上 イ 貸付料年額又は総額1件100万円以上～500万円未満 ウ 貸付料年額又は総額1件100万円未満 (2) 更新 ア 貸付料年額又は総額1件2,000万円以上 イ 貸付料年額又は総額1件1,000万円以上2,000万円未満 ウ 貸付料年額又は総額1件1,000万円未満			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
---	--	--	---------------------------------

2 公有財産の貸付け（無償貸付及び減額貸付に限る。）の決定及び契約に関すること。 (1) 新規 ア 減額前貸付料年額又は総額1件500万円以上 イ 減額前貸付料年額又は総額1件100万円以上～500万円未満 ウ 減額前貸付料年額又は総額1件100万円未満 (2) 更新 ア 減額前貸付料年額又は総額1件500万円以上			○ ○ ○ ○
--	--	--	------------------

(3) [略]			
10 [略]			

3 [略]
4 契約事務

専決事項	課長	部長	局長
------	----	----	----

1～3 [略]

4 保険契約（新規を除く。）を締結すること。	○		
------------------------	---	--	--

5 補償契約を締結すること。			支出負担行為の決定に同じ。
----------------	--	--	---------------

5 財産管理

専決事項	課長	部長	局長
------	----	----	----

--	--	--	--

額1件2,000万円以上 イ 減額前貸付料年額又は総額1件1,000万円以上2,000万円未満			○
ウ 減額前貸付料年額又は総額1件1,000万円未満			○
3 [略]			
4 [略]			
5 [略]			
6 [略]			
7 [略]			
8 [略]			
6 [略]			

1 [略]			
2 [略]			
3 [略]			
4 [略]			
5 [略]			
6 [略]			
6 [略]			

別表第2 (第3条関係)

個別専決事項

業務部	課所名	専決事項	課長	部長	局長
	水道総務課	1・2 [略] 3 職務専念義務を免除（ <u>職免規則第2条第7号（人事委員会又は他の機関の行う昇任試験（選考を含む。）に係るものに限る。）及び第10号から第12号までを除く。</u> ）すること。		○	
		4・5 [略] 6 修学部分休業を承認すること。 (1)・(2) [略] (3) 課に属する所属職員		○	
		7 自己啓発等休業を承認すること。 (1)・(2) [略] (3) 課に属する所属職員		○	
		8 配偶者同行休業を承認すること。 (1)・(2) [略] (3) 課に属する所属職員		○	
		9 育児休業、部分休業の申出及び育児短時間勤務			

別表第2 (第3条関係)

個別専決事項

業務部	課所名	専決事項	課長	部長	局長
	水道総務課	1・2 [略] 3 職務専念義務を免除（ <u>職免規則第2条第10号から第12号までを除く。</u> ）すること。		○	
		4・5 [略] 6 修学部分休業を承認すること。 (1)・(2) [略] (3) <u>総合調整幹、調整幹及び課に属する所属職員</u>		○	
		7 自己啓発等休業を承認すること。 (1)・(2) [略] (3) <u>総合調整幹、調整幹及び課に属する所属職員</u>		○	
		8 配偶者同行休業を承認すること。 (1)・(2) [略] (3) <u>総合調整幹、調整幹及び課に属する所属職員</u>		○	
		9 育児休業、部分休業の申出及び育児短時間勤務			

	を承認すること。 (1)・(2) [略] (3) 課に属する所属職員 ○			
	10～22 [略]			
[略]				
管財課	1・2 [略]			
	<u>3</u> [略]			
	<u>4</u> [略]			
	<u>5</u> [略]			
[略]				
[略]				

	を承認すること。 (1)・(2) [略] (3) <u>総合調整幹、調整幹及び課</u> に属する所属職員 ○			
	10～22 [略]			
[略]				
管財課	1・2 [略]			
	<u>3 請負契約等の締結に関する</u> こと			支出負担行為の決定に同じ。
	<u>4 変更契約の締結に関する</u> こと			支出負担行為の決定に同じ。
	<u>5</u> [略]			
	<u>6</u> [略]			
	<u>7</u> [略]			
[略]				
[略]				

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。